

消費者庁の内部組織に関する訓令

〔平成21年9月1日〕
消費者庁訓令第1号
最終改正 令和7年4月1日

(総則)

第1条 消費者庁の内部の事務分掌その他組織の細目は、法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(課長補佐)

第2条 課（課に置かれる室を含む。以下同じ。）に、課長補佐を置く。

2 課長補佐は、命を受けて、課の事務を分担し、課長の職務遂行を補佐する。
特に必要がある場合は、課の事務を分担しない課長補佐を置くことができる。

3 取引対策課に置かれる課長補佐1人は検察官をもって充てるものとする。

(参事官補佐)

第3条 消費者庁に、参事官補佐を置く。

2 参事官補佐は、命を受けて、参事官（消費者庁組織令（平成21年政令第215号）第4条の参事官をいう。以下同じ。）の職務遂行を補佐する。

(係及び係長)

第4条 課に、係を置く。

2 係に、係長を置く。

3 係の名称及び所掌事務は、次長が定める。

(主査)

第5条 課に、主査を置くことができる。

2 前項の主査は、命を受けて、課の重要な事務を行う。

3 第1項に規定するもののほか、消費者庁に主査を置く。

4 前項の主査は、命を受けて、参事官の職務を分担処理する。

5 第3項の主査の名称及び所掌事務は、次長が定める。

(専門官及び専門職)

第6条 課に、専門官又は専門職を置くことができる。

2 前項の専門官は、命を受けて、高度な専門的事務又は技術に従事し、同項の専門職は、命を受けて、専門的事務又は技術に従事する。

3 第1項に規定するもののほか、消費者庁に専門官又は専門職を置くことができる。

4 前項の専門官は、命を受けて、参事官の職務のうち高度な専門的事務又は技術に従事し、同項の専門職は、命を受けて、参事官の職務のうち専門的事務又は技術に従事する。

- 5 第1項及び第3項の専門官及び専門職の名称並びに所掌事務は、次長が定める。

(消費者問題調査分析官及び消費者行政デジタル化支援官)

第7条 総務課に、消費者問題調査分析官及び消費者行政デジタル化支援官を置く。

- 2 消費者問題調査分析官は、命を受けて、高度の専門的知識経験に基づき、消費者問題の調査研究及び分析等を行うことにより、企画及び立案の支援に従事する。

- 3 消費者行政デジタル化支援官は、命を受けて、高度の専門的知識経験に基づき、消費生活相談業務及び庁内業務のDX化支援等を行うことにより、企画及び立案の支援に従事する。

(財産被害調査官)

第8条 消費者政策課に、財産被害調査官を置く。

- 2 財産被害調査官は、命を受けて、消費者政策課の所掌に係る消費者安全法(平成21年法律第50号)の規定による消費者安全の確保に関する事務(同法第2条第5項第3号に規定する消費者事故等に該当するものに係るものに限る。)であって専門的事項に関するものに従事する。

(残留農薬審査官及び残留農薬調整官)

第9条 食品衛生基準審査課に、残留農薬審査官及び残留農薬調整官を置く。

- 2 残留農薬審査官は、命を受けて、食品衛生基準審査課の所掌に係る食品等(消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)第4条第1項第4号の2に規定する食品等をいう。第12条第4項第2号において同じ。)及び洗剤(同法第4条第1項第4号の2に規定する洗剤をいう。)の衛生に関する規格又は基準に関する事務のうち農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する規格又は基準に関する事務であって専門的事項に関するものに従事する。

- 3 残留農薬調整官は、命を受けて、前項の事務のうち調整に関するものに従事する。

(消費者取引対策官)

第10条 取引対策課に、消費者取引対策官を置く。

- 2 消費者取引対策官は、命を受けて、統括消費者取引対策官の職務を助け、取引対策課の所掌に係る特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の規定による購入者等(同法第1条に規定するものをいう。)の利益の保護に関する事務のうち専門的事項に関するものに従事する。

(景品・表示調査官、ヘルスケア表示調査官及び課徴金調査官)

第11条 表示対策課に、景品・表示調査官、ヘルスケア表示調査官及び課徴金調査官を置く。

- 2 景品・表示調査官は、命を受けて、上席景品・表示調査官の職務を助け、表

示対策課の所掌に係る不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 2 条第 3 項又は第 4 項に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務（以下この条において「景品表示法関係事務」という。）のうち専門的事項に関するもの（ヘルスケア表示調査官及び課徴金調査官の所掌に属するものを除く。）に従事する。

3 ヘルスケア表示調査官は、命を受けて、表示対策課の所掌に係る次に掲げる事務のうち専門的事項に関するものに従事する。

一 景品表示法関係事務のうち健康の保持増進に関する表示の適正化に係る措置命令に関すること。

二 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 65 条第 1 項に規定する表示に関すること（同法第 66 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項の規定による命令並びに同条第 3 項において準用する同法第 61 条第 1 項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。

4 課徴金調査官は、命を受けて、上席景品・表示調査官の職務を助け、景品表示法関係事務（課徴金納付命令に関する事務に限る。）のうち専門的事項に関するものに従事する。

（衛生調査官、特定保健用食品審査官、食品表示調査官及び食品表示対策官）

第 12 条 食品表示課に、衛生調査官、特定保健用食品審査官、食品表示調査官及び食品表示対策官を置く。

2 衛生調査官は、命を受けて、食品表示課の所掌に係る次に掲げる事務のうち専門的事項に関するものに従事する。

一 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 19 条第 1 項（同法第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（食品表示調査官の所掌に属するものを除く。）。

二 健康増進法第 43 条第 1 項に規定する特別用途表示に関すること（特定保健用食品審査官の所掌に属するものを除く。）。

三 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 6 項に規定する食品表示基準（第 4 項第 5 号において単に「食品表示基準」という。）のうち国民の健康の保護及び増進を図るために必要な事項を内容とするものに関すること。

3 特定保健用食品審査官は、命を受けて、食品表示課の所掌に係る健康増進法第 43 条第 1 項に規定する特別用途表示に関する事務（特定保健用食品の許可及び登録試験機関の管理に関する事務に限る。）のうち専門的事項に関するものに従事する。

4 食品表示調査官は、命を受けて、食品表示課の所掌に係る次に掲げる事務のうち専門的事項に関するものに従事する。

一 食品衛生法第 19 条第 1 項（同法第 68 条第 1 項において準用する場合

を含む。)に規定する表示についての基準に関すること(同法第22条第1項に規定する指針に係るものに限る。)

二 食品衛生法第20条(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品等の取締りに関すること。

三 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第59条第1項に規定する基準に関すること。

四 健康増進法第65条第1項に規定する表示に関すること。

五 食品表示基準に関すること(衛生調査官の所掌に属するものを除く。)

六 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)の施行に関する事務のうち同法第2条第3項に規定する指定米穀等の産地の伝達(酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。)に関すること。

5 食品表示対策官は、命を受けて、第3号、第5号及び第6号に関する事務のうち調整に関するものに従事する。

(国際情報収集官)

第13条 消費者庁に、国際情報収集官を置く。

2 国際情報収集官は、命を受けて、参事官の職務のうち輸入品に関する情報の収集及び提供に関する事務であって専門的事項に関するものを助ける。

(内部通報対応体制調査官)

第14条 消費者庁に、内部通報対応体制調査官を置く。

2 内部通報対応体制調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の規定による公益通報者(同法第2条第2項に規定するものをいう。)の保護に関する事務であって専門的事項に関するものを助ける。

(担当事務以外の事務)

第15条 事務上特に必要がある場合は、職員は、命を受けて、臨時にその担当事務以外に他の事務に従事するものとする。

附 則

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成23年7月1日消総総第98号)

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成25年5月16日消政策第94号)

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成２５年６月２８日消食表第１８４号）
この訓令は、平成２５年７月１日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日消食表第１２５号）
この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年７月１日消表対第８７５号）
この訓令は、平成２７年７月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日消総総第１０２号）
この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月２８日消総総第９９号）
この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月２２日消総総第１７２号）
この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２７日消総総第２４５号）
この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年消費者庁訓令第８号）
この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

附 則（令和２年消費者庁訓令第６号）
この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年消費者庁訓令第５号）
この訓令は、令和３年７月１日から施行する。

附 則（令和４年消費者庁訓令第１号）
この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年消費者庁訓令第１８号）
この訓令は、令和４年７月１日から施行する。

附 則（令和６年消費者庁訓令第６号）
この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和 7 年消費者庁訓令第 5 号）
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。